

令和8年6月



令和8年6月・7月・8月・9月・10月の水道料金の基本料金を減免します

物価高騰による町民生活の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金を5か月間減免します。

減免対象者

御嵩町水道事業と給水契約をしている町内の水道使用者（官公庁等を除く）

減免を受けるための手続き

申込手続きは**不要**です。

減免となる期間と金額

減免の期間：令和8年6月から令和8年10月検針分の5か月間（令和8年7月から令和8年11月請求分）

減免の金額：水道契約者（官公庁等を除く）の水道基本料金
※水道従量料金及び下水道使用料は対象外です。
※ご使用の水道メーター口径によって基本料金が異なります。（下表参照）

口径	水道基本料金(1か月当たり)	口径	水道基本料金(1か月当たり)
13mm	1,089円	40mm	11,000円
20mm	1,683円	50mm	17,600円
25mm	3,300円	75mm	35,200円

※金額には10%の消費税及び地方消費税が含まれています。

お問い合わせ先 御嵩町役場 上下水道課経理係
TEL 0574-67-2111（内線2136）

《裏面もご覧ください》



使用料金のお知らせ

（来月請求させていただきます。）

調定年月		使用者番号	
令和	① 月分		
今回検針日	前回検針日	口径(m/m)	お支払い方法
今回検針(m³)	前回検針(m³)	交換時水量(m³)	今回使用水量(m³)
請求予定金額(10%対象・円)		うち消費税等相当額(円)	
水道料金	③		
下水道料金			
合計金額	④		
メーター番号	検針員		

備考

上下水道料金口座振替済のお知らせ(口座振替用)		
口座振替日	調定年月	
水道料金(円)	下水道料金(円)	振替合計金額(円・税込)

上記振替金額を指定口座より振替させていただきました。

御嵩町上下水道課
TEL 0574-67-2111

御嵩町水道事業 T4-8000-2000-0795
御嵩町下水道事業 T5-8000-2000-0794

①令和8年6月から令和8年10月の調定月が記載されているものが減免対象です。

②ご使用になっている水道メーターの口径を記載しております。口径によって水道基本料金が異なります。※表面の口径別基本料金をご確認ください。

③、④水道基本料金（減免金額）を差し引いた金額を表示しています。《請求合計金額が0円になる場合》料金納入のための納付書は送付しません。また、口座振替をご利用の場合は口座引き落としされません。